

配食サービス利用に係る注意事項

○ 弁当代金及び給食業者について

- 弁当代、給食業者などは「配食サービス事業給食業者一覧」で確認してください。
- この事業に要する経費として、社会福祉協議会（蟹江町役場）が1食につき230円（委託料）を負担しています。
- 当初の申請時には、給食業者（1社のみ）を決定していただきます。
その後の給食業者の変更は、1か月（月単位）で変更可能です。
その際は、直接給食業者に連絡してください。（月の途中の変更はできません。）

○ 弁当の配達について

- 配食可能日は、月曜日～金曜日週5日を限度としてご希望の日に自宅まで配達します。
- 土曜日・日曜日・祝日・年末年始（12/29～1/3）の配達は、行いません。
- 利用する日の正午までに、安否を確認すると共にご本人に配達しますので、弁当が届くまでは、必ず自宅にいてください。正午を過ぎてもご不在だった場合は弁当を処分します。

○ キャンセルの方法

- キャンセルの方法は、「配食サービス事業給食業者一覧」を確認して、直接給食業者へ連絡してください。

★ キャンセル方法以外の場合は、弁当代金と230円(委託料)を加算した額を徴収させていただきます。

※キャンセル方法以外のキャンセルが続くようであればサービス利用をお断りさせていただきます場合があります。

○ 弁当の受領確認について（お願い）

- 月末に給食業者が別紙の「配食受領確認書（見本）」を持参し、配食サービスの受領を確認ので、その際は、内容を確認し自署及び押印をしていただきますようお願いいたします。